

KULS ニュースレター No. 16

INDEX

●授業と学修の協働改善 —平成22年度後期授業評価アンケート(中間)結果を受けて—

●下福元町強盗殺人事件傍聴記(下)

●失敗の分析・検討

●授業と学修の協働改善 —平成22年度後期授業評価アンケート(中間)結果を受けて—●

本年度後期の学期中間に実施された授業評価アンケートの結果は、別図のとおりである。評価8項目全体の平均をみると、概ね良好であるが、1年次教育を中心に改善すべき点もある。さらに教育の質の向上へ向けて「教員と学生との協働」(本年度FD活動のスローガン)を進めたい。詳細は、このアンケート結果を受けて提出される各教員の「所感と対応」を熟読してほしい。熟読の上、学生もまた授業への取組方、学修方法について主体的能動的に改善して欲しい。

さて、評価項目【4】【5】【7】【8】の能力は、全体として一体のものであり、分離には無理があるが、あえて教育・学修目標として意識的に分離したものである。

いくつかの評価項目の意味を新司の審査委員ヒアリング概要を参考にしながら簡単に説明しておきたい。科目の配当学年、授業形式(講義、問題演習、総合問題演習)によって担当教員の各評価項目の重みづけが異なることも理解してほしい。

【4】法的思考力を簡単に表現すると、

具体的な事件に法規定を適用して事件を解決する能力である。「規範の発見」「事実の当てはめ」「結論」という法的三段論法の形式を踏むから、自動的な計算によって結論が出てくるかのように見える。しかし、法適用の仕組みは多少複雑である。①抽象的な法規範(条文)を具体的事例に即してより具体的な規範に練り上げる必要がある。また、②事実を拾い出し、事実を法的に意味づけて、規範に当てはめなければならない。いずれも、評価と選択が必要であり、唯一の正解などはない。従って、法的思考力とは、新司のヒアリング概要で、「当事者の主張から法的な問題点を発見する能力」、「当事者の望むところを的確に法的に構成する能力、それと不可分であるそうした法的構成にとって意味のある事実を過不足なく拾い出す能力、それから相手方の主張の問題点、中心的な争点を明らかにする能力」と表現されている実践的能力を含むものである。

【5】事実を把握・分析する能力は、提示されている具体的事実を注意深く分析し、基本的知識を正しく用いて評価し判断をする能力を意図している。過失を例にとると、具体的事実が過失の認定判断に働くかどうか、その理由を説明する能力を意味する。過失を判断する基準時後の事実を拾って過失があるという評価をしないように、事実を時系列に即して整理する習慣も養う必要がある。あるいは、無断転貸解除の事例だと、信頼関係破壊の法理の基本的な知識を前提として、「背信行為と認めるに足りない特段の事情」を所与の具体的事実から拾い出し、整序することができる能力を意味する。

【7】創造的思考力という表現は、「未知の問題について考察する能力」、「より高度な問題にも取り組もうとする姿勢」を意図している。「基本的な理解を基盤として、自らの考察を展開する」、「その場(受験会場)で考える必要がある問題であり、

連載

●下福元町強盗殺人事件傍聴記(下)●

平成22年12月10日、鹿児島地方裁判所は、鹿児島市下福元町で起きた強盗殺人事件について、無罪判決を言い渡しました。死刑が求刑された事件で、裁判員裁判による無罪判決が出たのは全国で初めてです。以下は、南日本新聞に連載された中島教授の傍聴記です。

判決は、指紋やDNA型鑑定の信用性や被告人が現場に行ったことを認めながらも、強盗殺人を行ったことには合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則を堂々と示すものであり、市民が裁判に参加することの真価が最もよく現れた判決である。

ただ、無罪判決は、市民の素朴な感覚だけに根ざしているわけではない。判決は、状況証拠によって犯罪を認定するときの基準として、状況証拠によって認められる事実の中に、被告人が犯人でなければ合理的に説明できない(あるいは説明が極めて困難な)事実関係が含まれていなければならないと述べた。

これは、平成二二年四月二七日に最高裁判所が出した判例の中で述べられている事実認定のルールをそのまま敷衍したものだ。おそらく評議においては、この最高裁判例の枠組

みに沿って、状況証拠の評価に取り組んだのだろう。

市民感覚を活かした裁判とは、行き当たりばったりの印象論で判断することではない。刑事裁判の原則から導かれる具体的なルールを裁判員が正しく理解しながら、そのルールを自分の目線で健全な社会常識に照らしながら適用することを意味する。

この判決はまさにそのようなものであった(なお、そうだとすれば、控訴審が異なる判断をするのは困難だろう)。裁判員との対話の中でこれらのルールをきちんと伝えた裁判官たちの力量も無視すべきではない。

さらに、判決は、被告人に有利な状況証拠についても「すべて漏らさず」確認すべきとした。この指摘は、今後の裁判員裁判でも参考にされるべきだ。

無罪判決は、真犯人を逃したことを意味する。法廷での意見陳述まで行ったご遺族の無念はいかばかりだろうか。判決は、随所において初動捜査での証拠集めの杜撰さを指摘している。真相究明に至らないもどかしさは、市民のひとりである裁判員もまた思いを同じくしたことだろう。同じことを繰り返さぬために、捜査のあり方を検討すべきである。指紋やDNAは魔法の証拠ではないことを、もはや「素人」たちも知っている。

(南日本新聞 平成22年12月11日朝刊)

中島 宏(刑事訴訟法)

習得した基本的知識に基づいて、自ら考え、妥当な結論に至り、(論理的に整合性のある論述をする)ために必要な能力を意味する。

【8】法的文書作成能力は、「論じるべきことを論理的かつ明快に構成した文章で表現する能力」を意味する。しかし、たんなる答案作成能力を意味するものではない。基本的な問題についての着実な理解をすること、掘り下げた考察するという実務家的姿勢を前提として、それを明確に表現する

能力、論理的に一貫した叙述をする能力を意味する。表層的に理解した判例を絶対視して結論の妥当性を考慮しない文章に陥ったり、論理的に矛盾した構成やあり得ない法的解釈をしたりすることは避けねばならない。

法曹を目指す者が自らの技能を鍛えるためには、これらのひとまず分離された評価項目ごとの意識的な取組が必要である。スポーツ選手のトレーニング方法と一緒にある。選手自身が自覚して取り組むことが期

平成 22 年度後期[中間]授業評価アンケート 集計結果一覧

平成22年度後期(中間)授業評価アンケート(法律基本科目＋労働法、倒産法)										
授業科目	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法書を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な知識を修得させるための工夫	【4】法的思考力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文書作成能力を涵養するための工夫	【1】～【8】平均	科目特性
1年次対象A(講義系)	4.3	4.0	4.1	4.1	4.1	4.3	4.4	4.3	4.2	必修
1年次対象B(講義系)	3.1	3.2	3.3	2.8	2.8	2.8	3.3	2.6	3.0	必修
1年次対象C(講義系)	4.8	4.8	5.0	4.8	4.6	4.0	4.6	4.8	4.7	必修
1年次対象D(講義系)	4.0	3.0	3.6	3.0	3.8	3.0	3.8	4.0	3.5	必修
1年次対象E(講義系)	4.7	4.0	4.5	4.5	3.5	3.8	3.8	3.7	4.1	必修
1年次対象F(講義系)	4.6	4.3	4.1	4.4	4.5	4.3	4.8	4.8	4.5	必修
1年次対象G(講義系)	4.3	3.3	4.0	3.9	3.7	3.6	3.4	3.0	3.7	必修
1年次対象H(講義系)	4.4	4.5	4.5	4.7	4.6	4.4	4.4	4.3	4.5	必修
1年次対象平均	4.3	3.9	4.1	4.0	4.0	3.8	4.1	3.9	4.0	
2年次対象A(演習系)	4.5	4.3	4.3	4.3	4.5	4.8	4.8	5.0	4.6	選択
2年次対象B(演習系)	4.0	4.1	4.6	4.4	3.6	3.8	4.3	4.6	4.2	選択
2年次対象C(演習系)	4.7	4.7	5.0	5.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.8	選択
2年次対象D(演習系)	4.5	4.3	5.0	5.0	4.8	4.5	4.8	4.8	4.7	選択
2年次対象E(演習系)	4.4	4.1	4.4	4.1	4.6	4.4	4.1	4.7	4.4	選択
2年次対象F(演習系)	5.0	4.0	5.0	5.0	5.0	4.7	5.0	4.3	4.8	選択
2年次対象G(演習系)	4.8	4.7	4.7	4.8	4.9	4.7	4.8	4.8	4.8	必修
2年次対象H(講義系)	4.1	3.8	3.9	4.3	4.1	4.3	4.2	4.4	4.1	必修
2年次対象I(講義系)	4.4	4.3	4.5	4.3	4.4	4.2	4.3	4.3	4.3	必修
2年次対象平均	4.5	4.3	4.6	4.6	4.5	4.5	4.6	4.6	4.5	
3年次対象A(総合演習系)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	選択必修
3年次対象B(総合演習系)	4.5	4.5	4.5	5.0	3.5	4.0	4.0	5.0	4.4	選択必修
3年次対象C(総合演習系)	4.5	4.4	4.2	4.6	4.6	4.5	4.7	4.6	4.5	選択必修
3年次対象D(演習系)	4.6	4.4	4.4	4.4	4.4	4.6	4.4	4.4	4.5	選択
3年次対象E(演習系)	5.0	4.8	4.8	4.8	4.5	4.5	4.5	4.8	4.7	選択
3年次対象平均	4.5	4.4	4.4	4.6	4.2	4.3	4.3	4.6	4.4	

(注)学生は、各項目について、1(そう思わない)、2(どちらかといえばそう思わない)、4(どちらかといえばそう思う)、5(そう思う)で評価をしている。3(どちらともいえない)は選択肢にはない。
(注)専任教員担当科目のみの一覧表である。

ブルー	4.5以上
ライトブルー	4.5未満～3.5以上
黄色	3.5未満～3.0以上
赤色	3.0未満

授業評価アンケートに対する所感と対応（商法A：志田教授）

授業アンケートに対する所感と対応（法律基本科目及び司法試験選択科目）

担当教員：志田惣一			
科 目 名：商法A			
	教員の重視度／科目特性	アンケート結果	所 感 と 対 応
【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.7	授業中における双方向的やりとり・知識（説明したことが理解されているか）の確認、復習を行わせるための課題などに留意した。
【2】学修意欲や学修上の興味や法書を目指すモチベーションの喚起	C	4.0	余力がないのでC。必要であれば、他の適切な授業科目において喚起されること。
【3】基本的な法的知識の習得	A	4.5	他人が理解した話を耳に入れるのではなく、他人が「整理したレジュメを眺める」のではなく、学生自らが作業する必要性を指摘したつもりである。
【4】法的思考能力の涵養	B	4.5	法的思考力とは法律家の総合的な能力のことである。一朝一夕に身に付くものではない（従って重視度はB）。ただし、その「涵養」のスタートは、基礎的な知識の徹底した習得である。かりに、「4以上」であった評価の理由を求めれば、この点の強調が学生に伝わったのかも知れないと思う。
【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養	B	3.5	「観察の理論的負荷性」。要件に関する正確な知識がなければ、そもそも与えられた事実を把握することができない。視点のない「事実」の引用は、単なる羅列に過ぎず、評価でも認定でもない。座大生の弱点としてチューターの方からも指摘されている。よって、講義で【6】の涵養のため取り組むべきことは明らかだと思う。
【6】法的議論をする能力の涵養	B	3.8	先ず「議論」する能力の涵養を。それには相手の発言・主張を正確に理解することが第1。他者の文章（条文、判決、基本書）を正確に理解する訓練と通じるものがあると思う。次に「法的議論」の特質は、妥当な結論をめぐって、一定の制約（条文等）のもと、議論を深めていくという、議論の目的にあるのであって、議論の方法・仕方（あるいは「言い負かす」こと）等にあるのではないと思う。
【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養	B	3.8	判例がない事案などに対応するためには、基本的な判例の事実関係・判決の構造・論理・射程（判決は、これまで判例がない事案に対する法律家の模範解答である）を理解しながら丁寧に読んでいくことが唯一の勉強方法であるということを実践中にして説明している。
【8】法的文章作成能力の涵養	B	3.7	「授業を通じて」という点で反省すべき点が多い。ただ、法的文章作成能力の涵養に関しては、「定義」「裁判例における事実関係」「判決の論理構造」「基本書で説明されている事項」「基本的・単純な論点」について、自発的、積極的に文章を書いていくことが現段階では求められよう。

総括&自由記載欄へのコメント

1 「作業」を力説したのに、「作業」の指示につき明確さ・適時さを欠いたこと、「作業」の結果に対するレスポンスが遅れたことは、大きな反省点である。
2 「条文・判例・通説を畏るは知識の本なり」とくに「まねる（暗記するではない）」という意識が弱いと思う。（法的）思考も、（法的）知識と同じく、外来のものであって、決して内在するものではない。まず、手本を分析・検討し、ならうことから始まる。

だし、皆さんもよく知っているように、鹿大ローには、クロウが溢れている教員も多数おられる）。

同書は続ける。「できのよい生徒とできの悪い生徒に対する説明の仕方は同じでよい。――私の説明は、〈なぜかと根本的理由を求める〉できのよい生徒と〈詳しくわかりやすい説明を求める〉できの悪い生徒とだけによくわかる。残念ながら〈覚えるものはなにか、その個条書きだけを求める〉ような中間のフワーンとした連中にはわからない」。この箇所をロースクールでの教育にあてはめてみると、新司法試験論述式問題の目的は、この中間の連中をとり除くことにあるのではないかと思えてくる。「判例がない事案などに対応する」ための解決策を暗記することはできない。それは（全ての予備校本・解説書を含めて）どこにも記述されていないのだから。

この点を明確に意識した授業内容・とくに成績評価を実践していたか、こころ許ない。「授業で説明したことを、正確に再現する」能力のみにかたよった試験・成績評価ではなかったか、そのことが、排除されるべき「中間レベル」に学生が安住することを助長したのではないか。失敗の原因は、一つではないようだ。
＊ ゴタゴタとむづかしい「曷・害・庸・詎」の読み方や用法を説くひまがあったら、しょっちゅうでてくる語の語感の説明をこそすべきなのだ。諸君も、漢文法を勉強するときは、こういうところを押さえてほしい。

志田惣一（商法、FD委員）

キャンパスライフから

10月6日

禧久孝一氏(奄美市職員)「これからの弁護士に期待すること―奄美における取り組みの経験から―」の講演がありました。行政の相談窓口と地域の法曹との連携のあり方が語られ、法曹の使命をあらためてかみしめる機会となりました。

11月30日～12月10日

授業のビデオ撮影

本学FD活動の一環として、後期授業科目のビデオ撮影が行われました。

待されている。

学期末の定期試験もまた、文章作成である。紛争事例を実務家として自らの責任において解決する能力が問われる。傍観者的な作文からの脱皮が必要である。条文、判例が生み出した規範群から、事件に適切な規範を発見し、具体的な事実のそれぞれに法的な意味づけをし、規範に当てはめるという訓練を自覚的にして欲しい。トレーニング抜きの「作文」が専門家によって評価されるはずはない。「作文」は他人の目にさらし、批評を受けることが必要である。オフィスアワーや弁護士チューターの積極的な活用を期待したい。基本的な法知識、法適用の能力を涵養するためにも、我流の勉強方法に陥ることを避けて欲しい。

前期の授業評価アンケート（最終）をみると、1年次学生をはじめ全体としてなお学修時間（予習・復習）が足りないと思われる。これからの年末年始も気を緩めず、全国をみて、勉学に励んで欲しい。

采女博文（民法、FD委員）

● 失敗の分析・検討 ●

加地伸行『漢文法基礎』の「はじめに」に曰く。「なぜこの本を書くのか。――ここに転がっている漢文の受験参考書のひどさにあきれたからだ」。なぜ、「ひどいのか」。「著者」（東大進学者が多いので有名な高校の教員）にクロウが足りないからだ、と加地先生（阪大教授。非常勤として普通の高校で教え、予備校の教師も体験している）は言う。その高校の生徒ははじめから質が高い。だから「教師がタイクツな公式的説明をしても、なんとかのみこんでしまう。楽なものだ。――先生が覚えなさい、と言えば、すぐに覚えてしまう」。教師は生徒に教えるクフウというものをしない。

ロースクールの教員の多く（法学部からの研究者教員）は、過去、教育の結果がどうであれ、問題とされなかったという点で

は、ひどい受験参考書の「著者」と同じである。内容的には司法試験レベルという水準（教員にとって時間はかかるが、クロウではない）には達しているであろう「タイクツな公式的説明」を、得々として行っている。自ら省みるに「この箇所を正確に理解しておきなさい」「この裁判例を十分に検討しておきなさい」と幾度くり返したとか。しかしながら、「著者」の生徒と異なり、ロースクールの学生の多くも、普通の生徒であるから、当然、「なんとかのみこんでしまう」ことにはならない。

『漢文法基礎』は、受験生を合格させてあげたい（そのためには、煩瑣な知識を覚えこませるのではなく＊、「漢文法の基礎・骨格を正確に理解」させてあげたい）という「熱意」と、対象（漢文法及び受験システム）に対する広範な「知見」と、クロウに裏打ちされた「クフウ」が合わさった成果であるからこそ、「ひどくない」受験参考書として屹立している。クロウの足りないわたしの失敗の原因は明らかである（た